

京都市市民参加推進フォーラム第41回会議 次第

日時：平成25年11月7日(木)

午後6時半～午後8時半

場所：こどもみらい館 第2研修室

1 開 会

2 座長挨拶

3 副座長選出・副座長挨拶

4 京都市報告

5 議 題

(1) 協働の日（仮称）検討部会の進め方について

(2) 協働のルール（仮称）検討部会の進め方について

(3) 市民公募委員サロンの運営について

(4) その他

6 閉 会

【配布資料】

資料1 配席図

資料2 京都市市民参加推進フォーラム委員名簿

資料3 京都市市民参加推進フォーラム設置要綱

資料4 京都市市民参加推進条例

資料4-2 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

資料5 京都市市民参加推進条例施行規則（案）

資料6 第40回京都市市民参加推進フォーラム 摘録

資料7 第3回協働の日（仮称）検討部会 摘録（案）

資料8 第3回協働のルール（仮称）検討部会 摘録（案）

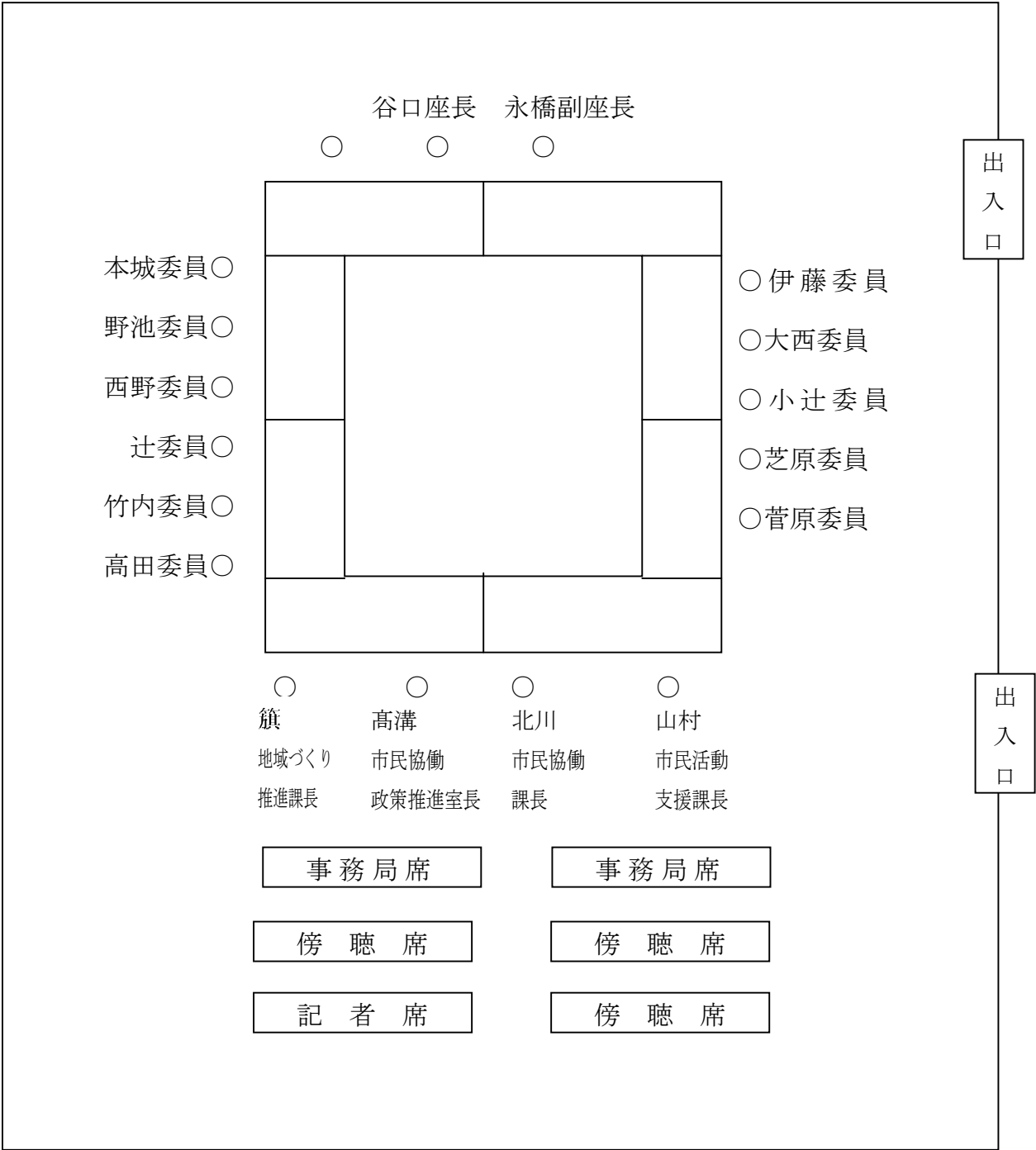
資料9 各部会の進捗状況について

資料10 市民公募委員サロンについて

資料11 新たに設置された審議会に係る「審議会情報シート」について

配 席 図

平成 2 5 年 1 1 月 7 日 (木)
こどもみらい館 第 2 研修室



京都市市民参加推進フォーラム委員名簿

平成 2 5 年 1 1 月 1 日現在

氏 名	職 業 等	就任年月日
伊藤 省二	市民公募委員	2 4 年 4 月
大西 賢市	有栖川を考える会会長	2 0 年 4 月
大室 悦賀	京都産業大学経営学部准教授	2 1 年 4 月
小辻 寿規	市民公募委員	2 5 年 4 月
芝原 浩美	N P O 法人ユースビジョン事務局長	2 3 年 1 1 月
菅原 敬子	市民公募委員	2 4 年 4 月
高田 敏司	京都新聞社論説委員	2 5 年 1 0 月
竹内 香織	N P O 法人京都子どもセンター理事長	2 4 年 4 月
◎谷口 知弘	コミュニティデザイン研究室 代表 同志社大学大学院総合政策科学研究科 客員教授	2 1 年 4 月
辻 由希	京都大学大学院法学研究科准教授	2 4 年 4 月
○永橋 爲介	立命館大学産業社会学部准教授	2 2 年 4 月
西野 桂子	N P O 法人「音の風」代表理事	2 0 年 4 月
野池 雅人	N P O 法人きょうと N P O センター常務理事・事務局長	2 5 年 1 1 月
平井 栄二	京都青年会議所副理事長	2 5 年 1 月
本城 武子	市民公募委員	2 5 年 4 月

※ ◎座長, ○副座長

(敬称略・5 0 音順)

京都市市民参加推進フォーラム設置要綱

(設置)

第1条 京都市における市民参加の一層の推進を図るため、行政への助言や提案を行うとともに、市民と行政の協働を推進する組織として「京都市市民参加推進フォーラム」（以下「フォーラム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 フォーラムの所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民参加の一層の推進を図るための行政への助言や提案
- (2) 地域における市民の自主的な活動の支援や市民の力を高める取組
- (3) その他市民参加を総合的に推進するための取組

(組織)

第3条 フォーラムは、委員15名以内をもって組織する。

2 委員のうち、4名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、最初の委員の任期は、平成16年3月31日までとする。

4 公募により選出された委員を除き、委員を再任することができる。ただし、平成24年3月31日に任期が満了する市民公募委員のうち2名を再任し、その任期は平成25年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 フォーラムに座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定め、副座長は、座長が指名する。

(部会)

第5条 フォーラムは、第2条に掲げる取組を推進するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 フォーラムの事務は、総合企画局市民協働政策推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、フォーラムに関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から実施する。

京都市市民参加推進条例

1200年を超える歴史の中で、京都は、世界に誇るべき「都市の自治」をはぐくみ、自治の伝統に培われた市民の多様な活動及び市政への参加により、自立性の高い活力あふれるまちとして発展してきた。

21世紀においても、京都が有する多様かつ豊かな蓄積を輝きに変え、個性豊かな魅力あふれるまちとして、京都が発展し続けるためには、事業者、市民活動団体等を含むすべての市民が、その持てる力を存分に発揮し、地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることが必要である。

本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民の市政への参加と市民による自主的なまちづくりについて、これらを市政運営の基本原則とし、基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、多様な参加の機会を確保することにより、本市と市民とのパートナーシップに基づく市政の推進を図り、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市及び市民が共に市民参加（市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。以下同じ。）を推進するための基本的事項を定めることにより、市民の知恵と力を生かした市政及び個性豊かなまちづくりの推進に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市民参加は、本市と市民との協働（自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。以下同じ。）の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくりの活動とが相まって、推進されなければならない。

2 市民参加は、市民の豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されるとともに、市民の福祉の増進及び市政運営の効率性が確保されることを基本として推進されなければならない。

3 市長その他の本市の行政機関は、市民参加の推進に当たっては、市会の権限及び役割を尊重しなければならない。

（本市等の責務）

第3条 本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、

内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

2 本市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 本市は、市民による自主的なまちづくりの活動について、これを尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、市民との協働に努めなければならない。

4 本市の職員は、基本理念にのっとり、あらゆる職務について、市民参加の推進を図る視点に立ち、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市政に関する情報並びに政策の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機会を活用することにより、積極的に市政に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくりの活動を推進するよう努めるものとする。

3 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、本市との協働及び市民相互の協働に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。以下同じ。）は、その活動を通じて、本市及び市民との協働を図り、市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、その社会的な役割の重要性にかんがみ、積極的に事業運営の状況等について市民に説明する等組織及び活動の透明性の向上に努めるものとする。

(市民参加推進計画)

第6条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画（以下「市民参加推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、市民参加推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、市民参加推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市会に報告しなければならない。

4 市長は、市民参加の推進状況等を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直さなければならない。

(附属機関等の会議の公開)

第7条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 前項の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第1項本文の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

(委員の選任)

第8条 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長（以下「市長等」という。）は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、民意を適切に反映させるため、多様な人材を登用しなければならない。

2 市長等は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、市民の市政への参加意欲を高めるとともに、前条第1項の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(市政への参加の手続)

第9条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ（本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。）その他の市政への参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市長等は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリック・コメント手続（政策等について、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、当該意見に対する本市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行う手続をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(まちづくりの活動の支援)

第10条 市長は、情報の提供、相談、専門家の派遣、活動拠点の確保等市民による自主的なまちづくりの活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(フォーラム)

第 1 1 条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）を置く。

(フォーラムの組織)

第 1 2 条 フォーラムは、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 1 3 条 委員の任期は、2 年とする。

2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

(委任)

第 1 4 条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。（市規則で定める日は、平成 1 5 年 8 月 1 日。）

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が定めた京都市市民参加推進計画は、第 6 条第 1 項の規定により定められた市民参加推進計画とみなす。この場合において、同条第 4 項に規定する期間は、この条例の施行の日から起算する。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特則等)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都市町名、町界変更審議会条例
- (2) 京都市工場等集団化助成審議会条例
- (3) 京都市美観風致審議会条例
- (4) 京都市医療扶助審議会条例
- (5) 京都市特別職報酬等審議会条例
- (6) 京都市医療施設審議会条例
- (7) 京都市交通対策審議会条例
- (8) 京都市不動産評価委員会条例
- (9) 京都市住宅審議会条例
- (10) 京都市大規模小売店舗立地審議会条例

(関係条例の一部改正)

3 京都市市民参加推進条例の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「審議会等」を「附属機関等」に改め、同条第1項本文中「審議会その他の」を削り、「附属機関」の右に「の会議」を加え、「これに類する合議体（以下「審議会等」という。）の」を「市民、学識経験のある者等で構成する」に改め、同条第2項本文中「審議会等」を「前項」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項本文」

に改める。

第8条第1項中「審議会等」を「附属機関」に、「を委嘱する」を「の委嘱等」に改め、同条第2項中「審議会等の委員を委嘱する」を「附属機関の委員の委嘱等」に、「審議会等の会議」を「前条第1項の会議」に改める。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(フォーラム)

第11条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）を置く。

(フォーラムの組織)

第12条 フォーラムは、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。

2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

4 京都市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「審議会その他の」を削り、「これに類する合議体」を「市民、学識経験のある者等で構成する会議」に改める。

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
---	--------------------------------	--------------------------------

2	施行日前に存する合議体で 右欄のいずれかに相当する もの	別表に掲げる附属機関（1の項の右欄に掲げるものを除く。）、第2条第2項に規定する附属機関又は附則第3項の規定による改正後の京都市市民参加推進条例第11条に規定する京都市市民参加推進フォーラム
---	------------------------------------	---

（委員の任期の特例）

- 6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

（秘密を守る義務に関する経過措置）

- 7 京都市不動産評価委員会の委員であつた者については、この条例による廃止前の京都市不動産評価委員会条例第6条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市市民協働発電制度運営主体選定委員会	京都市市民協働発電制度に係る運営主体の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5 人 以 内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市特別職報酬等審議会	市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 0 人 以 内	2 年
京都市不動産	本市が取得し、売り払い、又は交換し	1 0 人 以 内	2 年

評価委員会	ようとする不動産の価格に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。		
京都市ネーミングライツ審査委員会	ネーミングライツ(本市の施設等の通称を命名する権利をいう。)を付与する契約の相手方及び命名する通称の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7 人 以 内	2 年
京都市契約審査委員会	本市が実施する入札及び締結する契約に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	5 人 以 内	2 年
京都市市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	4 0 人 以 内	1 年
京都市市民憲章推進会議	京都市市民憲章を推進するための目標に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	2 0 人 以 内	2 年
京都市多文化施策懇話会	地域における多文化共生(国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。)の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 2 人 以 内	2 年
京都市国際化推進プラン点	京都市国際化推進プランに掲げる施策の進捗状況及び本市の国際化のた	5 人 以 内	2 年

検委員会	めの取組に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。		
京都市町名、町界変更審議会	町名の改称及び町の区域の変更に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	16人以内	2年
京都市文化功労者審査会	京都市文化功労者の被表彰者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	2年
京都市芸術新人賞・京都市芸術振興賞選考委員会	京都市芸術新人賞及び京都市芸術振興賞の被表彰者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	12人以内	2年
京都市芸術文化特別奨励制度審査委員会	京都市芸術文化特別奨励制度の奨励者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	2年
京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討会	外来種であるチュウゴクオオサンショウウオに係る対策及び特別天然記念物であるオオサンショウウオの保存計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	2年
京都を彩る建物や庭園審査会	京都を彩る建物や庭園の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	2年

京都岡崎の文化的景観保存計画策定委員会	岡崎界わいの文化的景観を保存するための計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	6 人	2 年
京都をつなぐ無形文化遺産審査会	京都をつなぐ無形文化遺産の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20 人以内	委嘱の日から1年以内において市長が定める日まで
京都市元離宮二条城保存整備委員会	元離宮二条城の保存、整備、管理及び運営に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	10 人以内	2 年
京都スポーツの殿堂委員会	京都スポーツの殿堂に関し、殿堂入りさせるべき者の選考及び殿堂入りした者による講演会、スポーツ教室等の実施に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10 人以内	2 年
京都市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10 人以内	2 年
京都市工場等集団化助成審議会	工場等集団化助成に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10 人以内	1 年
	大規模な地震その他の災害が発生したことに伴う公共交通機関の停止、道		

京都市帰宅困難者観光地対策協議会	路の通行止め等の影響により帰宅が困難となる観光客等の避難誘導等の手法等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	35人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会	誘致すべき大規模国際コンベンションの選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	3年
京都市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送を行うための登録の申請等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	12人以内	2年
京都市医療扶助審議会	生活保護法による保護を必要とする状態にある者の入院の要否及び医療の給付に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	15人以内	1年
京都市高齢者施策推進協議会	高齢者福祉施策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	35人以内	3年
京都市予防接種健康被害調査委員会	定期又は臨時の予防接種による健康被害に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	3年
京都市結核・感染症発生動向調査委員会	感染症の発生状況等に係る情報収集に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	30人以内	2年
京都市小児慢性特定疾患対策審査会	小児慢性特定疾患の治療及び研究の助成に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	2年

京都市食品衛生責任者養成講習会選定委員会	食品衛生責任者が受講すべき講習会の実施に係る事業者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5 人 以 内	2 年
京都市医療施設審議会	本市が設置する医療施設の運営の基本方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	1 0 人 以 内	2 年
京都市駅周辺等にふさわしい都市機能検討委員会	駅の周辺等における都市機能の集積及び充実に係る事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	6 人	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京都市美観風致審議会	市街地の美観及び都市の風致の維持、伝統的建造物群の保存その他都市景観の維持及び向上に関する事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	2 2 人 以 内	2 年
京都景観賞審査委員会	京都景観賞の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	1 1 人 以 内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京都市構造基準適合性調査委員会	建築物その他の工作物の構造耐力に係る法令(条例及びこれに基づく規則を含む。)で定める基準に対する適合性に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7 人 以 内	3 年
京都市京北区域過疎地有償運送運営協議	京北区域(旧京北町の区域の編入の日前の同町の区域をいう。)の住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための過疎地有償運送に関する事項につ	1 5 人 以 内	3 年

会	いて、市長の諮問に応じ、審議すること。		
京都市雲ヶ畑区域公共交通検討協議会	雲ヶ畑区域（北区役所雲ヶ畑出張所が所管する区域をいう。）の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るための一般旅客自動車運送事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	3年
京都市住宅審議会	市営住宅の管理、民間住宅の利用及び活用その他の市民の住生活の安定及び向上に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市京都高速道路検証専門委員会	京都高速道路（工事が完了しているものを除く。）の有すべき機能及びその建設により見込まれる効果に係る検証に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	1年
京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化、公園及び緑地に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	15人以内	3年
京都市稲荷山トンネル安全対策委員会	稲荷山トンネル周辺の環境の保全に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	16人以内	2年

京都市北区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（北区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市上京区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（上京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市左京区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（左京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市中京区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（中京区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市東山区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（東山区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市山科区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（山科区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する	15人以内	1年

	こと。		
京都市下京区 市民憲章推進 者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考(下京区の住民に係るものに限る。)に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 5 人 以 内	1 年
京都市南区市 民憲章推進者 表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考(南区の住民に係るものに限る。)に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 5 人 以 内	1 年
京都市右京区 市民憲章推進 者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考(右京区の住民に係るものに限る。)に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 5 人 以 内	1 年
京都市西京区 市民憲章推進 者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考(西京区の住民に係るものに限る。)に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 5 人 以 内	1 年
京都市伏見区 市民憲章推進 者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考(伏見区の住民に係るものに限る。)に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	1 5 人 以 内	1 年
京都市大規模 災害時におけ る帰宅困難者	大規模な地震その他の災害が発生したことに伴う公共交通機関の停止, 道路の通行止め等の影響により帰宅が困難となる者に係る対策として、一定	1 0 人	委嘱又は任命の日からその日の属

対策に係る事業所対策協議会	の規模を有する事業所を対象とし、業態に応じた指針の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。		する年度の末日まで
京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会	自動車運送事業の管理の受委託に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会	高速鉄道事業の駅職員の業務の一部に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会	水道施設整備費に係る国庫補助事業に関し京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会が実施する事前評価の方法、結果及び対応方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	1年

2 教育委員会の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市教員指導力判定委員会	指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市小学校教	小学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮	120人以	6箇月

科書選定委員会	問に応じ、調査し、及び審議すること。	内	
京都市中学校教科書選定委員会	中学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	110人以内	6 箇 月
京都市高等学校教科書選定委員会	高等学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	50人以内	6 箇 月
京都市総合支援学校・育成学級教科書選定委員会	総合支援学校並びに小学校及び中学校の育成学級で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	40人以内	6 箇 月
京都市就学指導委員会	障害があると思われる入学予定者並びに障害のある学齢児童及び学齢生徒の適切な就学指導に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	70人以内	1 年
京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会	京都市立総合支援学校高等部に入学を希望する者の入学に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	45人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市立学校結核対策委員会	京都市立学校における結核に対する対策に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1 年

京都市市民参加推進条例施行規則(案)

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市市民参加推進条例（以下「市民参加推進条例」という。）において使用する用語の例による。

(市民参加推進計画)

第2条 市民参加推進計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の推進に関する長期的な目標
- (2) 市民参加の推進のための取組
- (3) その他市民参加の推進に関する重要な事項

(附属機関等の会議を非公開とする場合)

第3条 市民参加推進条例第7条第1項ただし書に規定する別に定める場合は、条例の規定により附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議（以下「附属機関等の会議」という。）が非公開とされている場合とする。

2 市長等は、市民参加推進条例第7条第1項ただし書の規定により附属機関等の会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(パブリック・コメント手続の対象)

第4条 市民参加推進条例第9条第2項に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げる政策等とする。

- (1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想その他の市政に関する基本的な計画の策定又は改廃
- (2) 条例の制定又は改廃に係る案の策定（次に掲げる事項を決定し、又は変更するものに限る。）

ア 本市の基本的な制度

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事項

ウ 義務を課し、又は権利を制限する事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が、市民生活又は事業活動への影響を勘案してパブリック・コメント手続を実施することが適当であると認める制度の創設若しくは計画の策定又はこれらの改廃

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加推進条例第9条第2項に規定する別に定めるものとしなない。

- (1) 市税、使用料、手数料その他の徴収金の額及び徴収方法の決定又は変更を行うもの
- (2) 法令又は条例の規定により、政策等に係る意思決定前に、公聴会の開催その他の市民の意見を反映させるために必要な手続を経るもの

(3) 附属機関が次条から第7条までの規定による手続に相当する手続を経て策定した答申に基づき行うもの

(4) 法令の改正その他の事由により迅速に行わなければならないもの

(政策等の目的、内容等の公表)

第5条 政策等（前条第1項各号のいずれかに該当するもの（同条第2項各号のいずれかに該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）の目的、内容その他の事項の公表は、インターネットの利用、本市の広報紙への掲載、市長等が指定する場所における閲覧、印刷物の配布その他の適当な方法によって行うものとする。

(意見の募集)

第6条 政策等に対する市民からの意見の募集は、前条の規定による公表の日から起算して30日間を標準として市長等が定める期間、行うものとする。

2 前項の意見は、次の各号に掲げる方法によって受け付けるものとする。

(1) 市長等が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便又は信書便の利用

(3) ファクシミリ装置の利用

(4) 電子メールの利用

(5) その他市長等が必要と認める方法

(本市の見解及び意思決定の内容の公表)

第7条 前条第1項の意見に対する本市の見解及び意思決定の内容の公表は、インターネットの利用その他の適当な方法によって行うものとする。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、パブリック・コメント手続の実施状況を取りまとめて、公表するものとする。

(フォーラムの会長及び副会長)

第9条 京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(フォーラムの招集及び議事)

第10条 フォーラムは、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときのフォーラムは、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 フォーラムは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 フォーラムの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 フォーラムは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第11条 フォーラムの庶務は、総合企画局で行う。

2 この規則に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、市民参加推進条例の施行に関し必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年8月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第9条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前のフォーラムに相当する合議体の会長及び副会長である者は、この規則の施行の日にはフォーラムの会長及び副会長として定められたものとみなす。

京都市市民参加推進フォーラム第40回会議 摘録

- 1 日 時：平成25年7月1日（月）18：30～20：30
- 2 場 所：京都市男女共同参画センター（ウイングス京都） 2階 セミナー室B
- 3 出席者：市民参加推進フォーラム委員11名（谷口座長，西田副座長，伊藤委員，菅原委員，大西委員，本城委員，竹内委員，小辻委員，芝原委員，辻委員，北村委員）
- 4 傍聴者：8名
- 5 特記事項：動画共有サイトUstream（ユーストリーム）による会議のインターネット中継を実施

【会議次第】

1 開会

2 京都市挨拶

<山内企画監>

今年度初めてのフォーラム開催にあたり，一言御挨拶申し上げます。

この市民参加推進フォーラムは，平成14年に設置をされ，10年余りである。この間，委員の皆様方には，京都市の市民参加を大きく前進させる活動をしていただけてきた。そのおかげもあり，京都市における市民参加の取組は，他都市と比べるとかなり進んでいると言われている。これは我々が思っているだけでなく，客観的に見てもそう言われているというところである。

これらをより進めるため，昨年度からは，住民に身近な区役所に権限と予算を移譲するため，住民自らまちづくりのために企画・提案する取組を支援するほか，区民の皆さんと各区役所が共に汗して取り組む事業を始めるなど，京都市は新たな市民参加のステージに足を踏み入れたと考えている。

今回新たに3名の方にフォーラム委員に就任いただき，大変ありがたく思っている。また，継続して委員となっていたいただいている皆様方には，これまでに貴重な御意見をいただくとともに，市民公募委員サロンの運営に取り組んでいただくなど，京都市の市民参加の推進に大変な貢献をいただき，深く感謝申し上げます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

昨年度，フォーラムでは，青少年が市政や市民活動に興味を持ち，より積極的に活動するために必要な方策を検討するため，若者の市民参加に関するアンケート調査，ワークショップを実施していただいた。この中で，参加した若者自身から，若者が参加しない原因の分析，その解決策について提案をいただいたことは，大きな収穫であると考えます。

京都市においては，この提案の内容を，5月に開催した市長を座長とする市民参加推進会議等の機会において，各局に周知をした。今後は，審議会等委員の選任や事業

の実施に当たり、このアイデアを活用し、全庁的に若者の市民参加が進むよう取り組んでまいりたい。

委員の皆様方には、これまで培われた専門的な知識や経験と率直な市民の目線に基づいた忌憚のない議論を展開していただくとともに、その熱意を一人でも多くの市民に伝えていただくための活動を積極的に展開していただくことを心から期待して、開会の挨拶とさせていただきます。

<事務局>

それでは、本日の委員の欠席につき報告する。大室委員、西野委員、平井委員が御都合により欠席されている。また、委員の交代があったため、紹介させていただきます。

公募委員の添田委員、松本委員が任期満了に伴い3月末で退任され、4月から新たに小辻委員、本城委員に公募委員として就任いただいている。また、京都新聞社の人事異動に伴い、山中委員が退任され、1月から新たに北村委員に就任いただいている。

本日の会議については、従来どおり公開するとともに、インターネット上の動画配信サービスである「ユーストリーム」を利用した生中継を実施しているため、御了承いただきたい。

3 座長挨拶

<事務局>

続いて、当フォーラムの谷口座長から一言御挨拶をお願いしたい。

<谷口座長>

京都市市民参加推進フォーラム座長の谷口です。お忙しい中、委員の皆さんや、傍聴者の方にお集まりいただき御礼申し上げます。当フォーラムは、京都市の審議会等で一番傍聴が多のではないかと思います。

昨日見に行ったシンポジウムで、特別自治市と道州制を考える場面があり、その中で、今後の2つの方向性の話があった。1つは、先ほども出たが、区役所に権限が移譲されていくという、都市内での地方分権が進み、庁内、学区、区というローカルな場面で、市民が活動していく必要性が出てくる。もう1つは、大都市の役割はとて大くなり、今まで府等が持っていた権限や財源が、京都市という1つの都市に下り、責任も出てくる中、国際社会や周辺の市町村にいかに貢献するかが求められる。これは、京都の特性をいかして世界へ、周辺地域へ、様々なことを発信していける、いろんな人と一緒に新しい社会をつくっていける、そういう位置に京都市民は立てると捉えてもいいのではないかと考える。

いずれにせよ、市民が何もしなければ、都市間競争の中で、京都市が沈むことになりかねないといった危機感や、市民が市民力をつけていくことがこれからはもっと大事になると感じた。

そういう中、我々が関わるこの市民参加推進は、とても重要な役割を担っているの

ではないかと思う。今年度も少し先の大都市としての京都市の未来を見据えながらしっかりと現場の議論をしていきたい。

<事務局>

ありがとうございました。では、以降の議事進行は谷口座長にお願いする。

4 議題

<谷口座長>

本日の主な議題は、（１）「平成２５年度市民参加推進フォーラムの取組について」、（２）「市民公募委員サロンの開催について」の２点である。時間の目安は、（１）について２０時ごろまで、（２）について２０時１５分ごろまで議論し、最後にその他の議論を行う。

また、本日は昨年と席の配置を変え、２つのグループテーブルに分けている。昨年、ロの字で１４、５人で議論してきたが、時間の制約もあり、発言の機会が限られたり、活発な議論がしにくい部分があったことをふまえ、今年度、少人数で深く議論をするため、試行的にこういう形をとった。ユーストリームの中継を見ておられる方は、個別の議論のところが分かりにくいと思うが、各テーブルで議論されたことは最後に発表するため、そこを聞いていただきたい。

（１）平成２５年度市民参加推進フォーラムの取組について

ではまず１つ目の議題について、事務局からの説明の後、それぞれのテーブルで議論したい。

<事務局>

（１）について、説明させていただく。資料５を御覧いただきたい。平成２５年度にフォーラムで取り組んでいただく内容について、前回の第３９回会議でも見ていただいたが、第２期市民参加推進計画に掲げた３１の重点事業のうち、フォーラムの提案に基づき計画に盛り込み、フォーラムと協働で推進に取り組むものが９事業ある。これらをどういう形で進めていくかにつき、前回議論いただいた。前回までに出てきた意見を今回の資料にも書き込んでいるため、参考にしていただきたい。取り組むテーマは９つあるが、フォーラムは、今年度も例年通り年４回程度の開催のため、テーマを絞り込みたい。今年度は、特に２つのテーマを中心に取り組んではどうか。

１つ目は、『「協働の日（仮称）」の創設』である。これは公共に対し市民の関心を高めるとともに、公共への様々な参加方法の認知度を高めることを目的とし、協働や寄付の促進などにつながるイベントの実施を想定し計画の中に入っているが、これまでの議論で出ていとおおり、具体的な実施内容がまだ固まっていない。前回の会議でも、事業の名前の見直しなどにつき多くの意見をいただいた。これを今年度重点的

に議論していただければどうか。

2つ目は、「協働のルールや指針などを市民主体で考える取組の検討・実施」である。これは協働する主体相互の誠実な連携を確保し、協働の取組が円滑に進むためにはどうしたらいいかというものであるが、市民の方を交えての意見交換の場を設け、ルールをフォーラムでつくるというよりは、こうした議論が市民レベルでも進んでいくように、課題の整理・整頓をして公表していく方向で取り組んではどうか。

残った7テーマについては、事務局の方で適宜情報整理をし、報告させていただく。その中で、随時検討いただくという形でいかがか。

次に、資料5の(3)自主勉強会についてだが、議論の補完や委員間の情報共有を図るため、これまでと同じく、必要に応じ委員の皆さんの自主勉強会を開催したいがいかがか。また、皆様のほうで、勉強会で取り上げたいテーマがあれば提案いただきたい。

次に、資料5の2「会議以外の取組」として2つ挙げている。

市民活動されている市民を中心に意見交換をしていただく「市民参加円卓会議」と、本市の審議会等に在籍する市民公募委員の交流を図る「市民公募委員サロン」を今年度も実施したい。「市民参加円卓会議」は、先ほど述べた協働のルールづくりの議論において、市民の方々との意見交換の場として活用いただくことはどうかと考える。

以上を事務局として提案させていただくため、御検討お願いしたい。

<谷口座長>

では議論に入っていく。各テーブルは、私と西田副座長で分かれて入り進行するが、委員の皆さんと一緒にそれぞれの場を作っていきたい。

議論終了時点では、1つは、今年度フォーラムで取り組む内容が、事務局からの提案の2事業でよいか、他の事業にすべきかということ。もう1つが、どういう進め方で議論していくか、少人数の部会を設けるか、全員で議論するかなど。これらが決まっているようにしたい。

では、ここからは各テーブルで議論していただきたい。傍聴の方は聞こえづらいと思うので、各テーブル横に椅子を動かしていただいて構わない。

○グループA（谷口座長、伊藤委員、大西委員、北村委員、小辻委員、芝原委員）

<大西委員>

前回欠席したが、記録を見ると、協働の日等について少し議論されているようなので、簡単に振り返っていただきたい。

<事務局>

計画にもこの『「協働の日（仮称）」の創設』が挙がっており、そういった日を受け、自治会・町内会、市民活動団体、企業など、様々な方が協働を進められるイベントのようなものをする事、また、そういう市民活動を支えるため、例えば、寄付促進を図ること。こういった様々な事業をやってはどうかといったことが計画に書かれている。これをどういう形でやるか、特定の「日」を定めるのか一定の期間を設けるのか、その日に向けて市民に一斉に何かに取り組んでもらうのか、市民一人一人がまちづくりに関わっているということが感じられるイベントなどを実施するのか、あるいはイベントとは少しイメージが違うのか、といった議論が出ていた。

また、「協働の日」という事業名も考え直してはどうか。協働というが、例えば、企業としては社会活動に出るときでもやはりメリットが感じられないと動きにくいし、まず、協働すること自体を目的化するというのはどうか、という意見も出た。

京都市としては、既に「Let's "KYO" Together! キャンペーン事業」を昨年度から実施している。これは、京都在住の方に限らず、京都のためにちょっといいことしようと呼びかけるキャンペーンで、FMのαステーションとタイアップする形で展開している。ここでは、社会活動への参加には、ボランティアとしての参加や、寄付といった様々な形があることをアピールしている。社会活動や公共に広く市民の関心を向けるという趣旨で言えば、この事業が既にスタートしているため、これとの関係も含め、実際何をすればよいかを検討いただきたい。

<大西委員>

ということは、例えば京都市との協働ではなく、企業と学校などの協働も含まれると理解した。私の地域では、企業が月を決めて地域の人等と川の清掃をしているが、それもある意味では1つの協働になるのかもしれない。

<伊藤委員>

協働を推進しようという取組は、「Let's "KYO" Together! キャンペーン事業」も含めて、わりと先行して進んでいると感じる。企業等の参画をもっと進めることが次の段階かと思う。企業、昼間働いている人たちの参画をどうするかという視点が今年度以降は必要ではないかと感じる。

<谷口座長>

今、協働の日について話が出てきているが、その前に、今年度どのテーマに取り組むかをまず確認した後、個別テーマについて議論したい。9つの事業のうち2つを提案しているが、他にこれを優先すべきとか、これも関連があるため一緒に考えた方がよいといったものがあれば提案いただきたい。他の7つについても事務局から説明いただきたい。

<事務局>

まず、「無作為抽出で選んだ市民による議論の実施」である。これは、昨年度、「未来まちづくり100人委員会」の中で、7,000人の市民に案内状を送り、京都の町についてほっとけないことを語っていただいた。こういう場に来るのは初めてという方も多く、こういった方法を他の分野にも応用することも今後考えていきたいが、そのメリット・デメリットや、実際に行ってどうだったか等を事務局側で整理し、どう応用すべきかを議論いただく方向でどうかと考えている。

次に『市民主体の組織の合同による「課題抽出」の議論の実施』である。多様な主体が集まり、課題抽出から実行まで移すという取組は、既に、未来まちづくり100人委員会の取組や、各区の取組も進んできている。こうした取組の相互連携を図ること、情報交換などをしながら進めていくことが何かできないかと考えている。現在、各区のカフェ、区民会議等の事務局職員相互の情報交換の場を定期的で開催しており、今後は、職員だけでなく参加者同士の交流の場や、それぞれの取組が深まるような取組が展開できないかと考えている。ある程度、形が見えてきた段階で報告するつもりであり、その際に議論いただきたい。

次に『一人一人の声を共有し、地域内で話し合う場づくりへの支援「協働井戸端会議（仮称）」の推進』である。例えば、地域の様々な団体、自治会、地域をまたいで活動しておられる方やNPOといった枠組みだけではなく、まちづくりに関しての一人一人の思いを拾い上げ形にする支援ができないかという趣旨の事業である。各区のカフェなどは敷居が低く、誰でも参加できるため、この趣旨に寄与すると考える。例えば、行政としてどういう場合にどういう支援をするかということや、現在どんな取組がされているか等、事務局で整理をしたうえで議論いただきたい。

次に「多様な主体をつないで実施する事業への支援の充実」である。多様な主体同士が協働することで、取組の効果をさらに上げることを目指し、その連携の支援を目的としている。例えば、大学と地域との連携ではこれまでから「学まちコラボ事業」を実施してきており、今年度から採択の枠や数について充実を図っている。各区でもこのような取組がまさに動いている。これも事務局で情報を整理し報告する。

次に「民間の資金をいかした資金面での支援」である。京都市としても民間の資金が市民活動に流れる仕組みづくりを支援をしていくべきと考え、市民協働政策推進室の「Let's "KYO" Together! キャンペーン事業」や、京都市文化市民局地域自治推進室での寄付文化の醸成などの取組がある。また、前回、大室委員から話のあったクラウドファンディングという、事業をやりたい方が一定の審査をクリアすると、インターネットを使って資金集めができ、幅広い人から出資を募るといった仕組みもできているため、事務局で情報収集、整理し報告する。

次に「人件費を積算した補助金、助成金の仕組みの検討」である。通常、補助金・助成金には人件費などは対象外だが、例えば、各区の助成の仕組みの中で、人件費をみなしの形で計上し事業費に含めるといった試みも始まっている。こちらも京都市の補助金・助成金の現状等、情報収集・整理し報告する。

最後に『「職員のための市民参加推進の手引き（仮称）」の作成』である。一昨年、市政参加編をフォーラムで議論いただき、いわゆる第一部にあたるところは完成しているが、もう1つの市民活動との関わり、行政がどうすべきかについて今後作成していきたいが、例えば、協働のルールや補助金関係の話なども盛り込む必要があると考えるため、こちらは他の取組の進捗状況を見ながら着手することを考えている。ただし、どんな内容を盛り込むかのイメージは持つ必要があるため、コンテンツ、目次のようなものは、今年度どこかで議論したい。

<谷口座長>

今、簡単に説明をいただいたが、もう少し詳しく聞きたいものがあればどうぞ。

<芝原委員>

中身ではなく言葉の定義だが、「達成基準」とはどういう意味か。

<事務局>

計画の中に書かれているこの事業が「達成された」というのがどういう状態を言うかを考え、この「達成基準」という書き方をしている。

<芝原委員>

ということは、一番初めのものは議論の実施がされたら達成されたと。

<事務局>

議論の実施が達成されたことになるが、既に実施されているため、先に進んでいるケースである。

<芝原委員>

実施したら達成されたと読めるところもいくつかあるため、その先に何を見出すというところも確認すべき。

<事務局>

計画上の事業としては、実施したことになるが、もちろんその先には何があるかという議論がある。そもそもそれが目指しているものは何かというところも振り返りながら次のステップを目指す議論を深めていく形になるかと考える。

<小辻委員>

特に気になったのが、「一人一人の声を共有し、地域内で話し合う場づくりへの支援」の部分で、例えば、区と区をまたぐ場所など、住民としての課題は学区や区域だけで切られているものではないと思うし、それに関しての話し合いの場づくりはなか

なか支援しにくいと考えるため、これについても機会があれば議論したい。

<谷口座長>

小辻委員としては、今年度、これを詰めてやろうという提案か。

<小辻委員>

可能であれば、今後必要となってくると思うため、他と連携してできるのであれば早目にやるべき。区の動きは非常に大事だが、学区や町内という括りだけではなく、この辺りの地域、近くの地域という範囲でできるといったことが大事と考える。

<北村委員>

議論をするには、9事業の実際に動いている部分、課題等を知る必要があるため、できるだけ早くまとめて報告いただきたいが、当面は、提案いただいた2つを進めるというのでよいと思う。その関連で出てくることは随時報告いただいて、随時話し合えばよいと思う。

<谷口座長>

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、小辻委員から提案のあった「協働井戸端会議（仮称）」は、協働の日や協働のルールを考える際も出てくるであろうから、参加された部会なりでできる限り問題提起していただき、その中で議論をしていくという形でどうか。

<小辻委員>

はい、それでよい。

<谷口座長>

では、このテーブルでは、今年度議論するテーマは、事務局から提案があった2つでいきたい。加えて、他の事業については情報収集、調査をし、フォーラムに報告いただき、場合によっては、フォーラムの中で議論するといった柔軟性のある対応をしたい。

では、ここから各テーマについて考えてみたい。

まず、「協働の日」について。今までの議論も踏まえて、または印象でもよいため、御意見いただきたい。

<伊藤委員>

イベントのようなものだけで終わらせたくない。企業に参加してもらうポイントになるのは、Win-Winの関係であると考えて。クラウドファンディングやフューチャーセンターなど、それをやること自体はいいが、イベントで終わらせないような

取組をどうすべきかを検討できたらと考える。

<大西委員>

イベントに終わらせないというのは、継続性を持たせる、あるいは地域の義務感、もう少しけば習慣といったものとも関連してくるのでは。清掃はずっとやれば、一つの習慣になる。自分の地域では、今だと一年に数回のイベントのようにしかやれていないので、習慣化することができればと思う。習慣ほど確かなものはない。市民が習慣として行うきっかけづくりとして、企業や大学等と地域が一緒に何かやり続けられる形をつくれたらいいと思う。

<谷口座長>

お二人に共通するのは、イベントではなく、続けられる協働の日が大事ということ。

<北村委員>

年に一回と言うが、年に一回がずっと続いていくなれば、それは重要なこと。参加や協働を進めるという趣旨が忘れられても、身体があるいは意識が、季節の当たり前の動きとしてあるというのは非常に重要だと思う。きちんと毎年続くイベントであれば、それも非常に意義があると思う。

<大西委員>

例えば地蔵盆などは確実にやっていくことが、一つのコミュニティのつながりづくりの場でもあり、大事なしきたりだと思う。

<北村委員>

これまでの伝統や生活スタイルで続けられてきた行事等も、生活スタイルの変化により、違う形で補ったり、もう一度意味をとらえ直さないと続けられなくなり、無くなるか、新しい意味合いをつけて取り組むかの選択を迫られている状況である。いわゆるイベントであっても、地域に住む人からそこに関わる大学・企業等に広げていくといった、新しい意味を見出す、新しい協働の形を作っていくならいいと思う。こういうイベント、取組をやっているというのを紹介していくことで、同じような取組をうちもできるかもしれないと思ってもらい広げていくことにもなり得るため、新しい価値や意味を見出す点でうまく使っていけるのではないか。

<伊藤委員>

イベント自体は否定しないし、継続するなら大きな意味があると思う。また、それぞれの組織で個別にやっていることをコーディネートするような機能を、行政ではなく市民側が持てたらと思う。

<小辻委員>

様々な人が参加しやすい形づくりをしなければいけない。協働の日が強制の日になってはいけないと思う。「日」や「協働」という言葉が先ではなく、労働力、寄付といった多様なメニューを考える必要がある。

<芝原委員>

前回、谷口座長から出た、国連が行う「何々年」、例えば国際ボランティア年などのイメージが近いかと思う。強制ではなく、できることをできる人がというやり方はたくさんあると思う。様々なメニューを提示し、選んで参加してもらおう。寄付はボーナスの時期を狙って寄付を募ったり、ボランティアは学生が動きやすい夏休みを狙うなど、対象や期間を絞る必要があると考える。あと、「協働の日」という名前も、本来の趣旨とは違った印象を持たれてしまう気がするため、取組内容を決めてから名前を決めるのが順番としてよいだろう。

<谷口座長>

「協働の日」と言う前に「協働」とは一体何か、地域や企業が行っている取組が「協働」という視点で見たときに、どんな意味や価値があるかを一度しっかり押さえる必要がある。それをイベントで終わらせず、参加した人が、次の日や次の季節が来たらやろうと思えるような打ち出し方や仕掛けが必要と感じた。もう1つの「協働のルールや指針」を市民主体で考えるということとも関連してくると思う。

<大西委員>

協働をやる意味と、協働の中身は何をやるかということが非常に大事な問題。

<谷口座長>

土山前座長が提案していたが、「協働」というのは、どちらかというと行政発で、市民側にはまだやらされている感がある。協働が本当に必要かというところから議論することが必要と考える。

<伊藤委員>

先ほど強制の話が出たが、強制されたくないという一方で、強制されないと動かないという現実もある。どちらかには決まらず、両方必要だと思う。

<小辻委員>

市民のほうから、協働できるテーマ、例えば困りごとのような形で声になっているものは既にあると思う。それをうまく吸い上げる必要があるのでは。やりたい人はもっといるはず。

<事務局>

協働という言葉1つでもイメージが色々ある。まず「協働」とは何かというところから議論いただいたほうがいいと感じた。

<大西委員>

「協働」がなぜこの字を使うようになったのかも考えたい。

<芝原委員>

京都市で「協働とはこういうもの」と定めたものがあるのか。他の自治体はあるが。

<谷口座長>

他自治体では、参加と協働を分けたり、参加は権利としてある、協働は義務になるというようなところもある。そこまでいくと違和感を感じる。

<事務局>

条例の基本理念部分で、「市民参加は、本市と市民との協働（自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう）の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくりの活動とが相まって、推進されなければならない」としている。また、前文では、パートナーシップのまちづくりという言い方もしている。

<伊藤委員>

イメージ的には、「パートナーシップ」と言うと、互いが独立しているイメージ。

<大西委員>

言われてやるのではなく、自発性がないといけないと思う。

<北村委員>

「行政サービス」と「住民相互の助け合いによる自治」は別だが、時代と共に「協働」という概念を生み出して繋ぐ必要が出てきたのでは。行政サービスが基本と考えたと「強制」が出てくる。自治では、強制はあり得ず、そこに住む者としての一定の役割、構成員としての義務と考えられていると思う。しかし、現代はそういうふうにはなかなかいかない。しかし、地域の問題を行政サービスで行うのは難しいため、地域住民に強制するといった違う捉え方をしないと、行政や自治活動が回っていかない。そこに「協働」をどう作るのかが問われているのでは。

<谷口座長>

推進計画では、行政が入らなくても、企業と自治会との協働なども枠組みに入れ、

行政が何を支援できるかといった視点も入れている。

条例が市民にどれだけ浸透しているか、それ自体、本当に市民発の精神として共有できているかという点はまだである。みんなできちんと協働を考える日としたほうが良いのかもしれない。

もう1つ、今の議論の中でも勉強すべきことがたくさん出てきた。今年の自主勉強会でやりたいテーマなどを挙げてもらいたい。

<小辻委員>

税制控除も含めて、寄付について、また、寄付する側のメリットになるシステムが他にあるかや、お金でなくてもできる寄付などを市民も知りたいだろうし、勉強したい。

<伊藤委員>

Win-Winが成り立つにはどういったプロセスで進めるべきかなど勉強したい。

<北村委員>

「協働」という漢字を当てて使うようになった歴史を勉強したい。意味を込めてこの語を選んで使っているはず。また、単に、一緒に何かをやるのと寄付というのは違うかもしれないし、寄付についてももう少し考えたほうが良いと思う。

<伊藤委員>

イメージでは「共」は公共のイメージ。そこから離れたいというところで「協」を使うようになったのではと考えている。

<谷口座長>

「協働」「参加」「参画」といった言葉を押さえておくのは重要かと思う。また、京都市は、ふるさと納税を区単位でできる仕組みを動かし始めた。こうしたお金をどう地域づくりに生かしていくかというのは大きな実験だと思う。

<北村委員>

生活の中から自然に出てきたこれまでの寄付とは違う、新しい意味合いの寄付の形だと思うので、それは今回の協働と並べて考えれば良いと思う。

<伊藤委員>

市民に広く寄付などの方法を知らせていくのも、フォーラムの役割かもしれない。

○グループB（西田副座長，菅原委員，竹内委員，辻委員，本城委員）

<西田副座長>

前回の話し合いをふまえ，今年度取り組むテーマを議論していきたい。事務局から9事業の現状を説明いただきたい。

<事務局>

（グループAと同様，9事業について説明を行う）

<西田副座長>

説明を踏まえて，意見等自由に発言いただきたい。

<本城委員>

市民参加は手法であり，目的ではないはずだが，前回の議事録では「どうすれば参加してもらえるのか」といった意見が出ていた。摘録を読んでいるだけでは，フォーラムは，どのような声を拾い上げ，成果をどう検証しているのかが分からなかった。参加してもらうこと自体のやり方の検討に加えて，参加した成果を検証し，参加者にフィードバックすることが満足感につながるし，広がりも生まれるのでは。また，達成目標の設定が疑問で，「連携」することで何がアウトプットで達成されるのかが分からない。

<辻委員>

解決型プロジェクトは別途進んでおり，フォーラムは具体的な課題を設定・解決するのではないジレンマがあったが，役割はバックアップであると思い始めてきた。

<菅原委員>

100人委員会など，協働の取組やその結果について，フォーラムにも報告があるかと思っていたがないので，フォーラムとしても検証できないのが残念だと思っている。また，地域とNPOがもっと連携できるよう，フォーラムから働き掛けても良いのではないか。地縁組織は明文化されていない決まりがあり，閉鎖的に思える。個人的には委員活動で何かをしたという成果が欲しい。

<竹内委員>

協働のルールの方は，すでに京都府の京都ウェイなどがあっても，協働をする際には相互のズレが生じるが，そのズレ事例を徹底的に検証して，それを市民に投げ掛けるような取組をしたい。協働の日も，いいことをやるだけで終わらず，その結果こういうことがあったということを他の人にも考えてもらえるようなものにしたい。大室委員が前回会議で発言された「企業はメリットがないと動かない」といったような，

それぞれが本音を話せる場が欲しい。例えば、学校統合の際に、ただ統合するという話をするだけでなく、子どもたちに十分に話を聞いてから統合を進めると、全てではないが、話し合った過程があるから子どもも納得したという話を聞いた。市民参加はこういう進め方にしなければならないと思う。

<西田副座長>

今の話を一旦整理すると、ある課題についての議論はある程度されているが、もっと積極的に展開されるためにフォーラムとしてどういう役割を果たすべきかを問い直さなければならない。また、フォーラムとして参加を増やすことが目的ではなく、手法としての参加というのを念頭に置き、裏にある目的を明確にしたうえでの参加を考える必要がある。そして、ルールを考えるにあたり、成功例だけでなく失敗例を考える必要がある、といった大きく3つの話があったように思う。他に何か意見はあるか。

<本城委員>

フォーラムと、他の「Let's "KYO" Together! キャンペーン事業」や100人委員会などとの関連性は。

<事務局>

各事業はそれぞれの目的を持って運営しているが、フォーラムは市全体の市民参加という大きな視点で動き、フォーラムだけに留まるのではなく、市全体の事業、取組などとの連携も視野に入れているという違いがあると思う。

<西田副座長>

そういう点では、例えば市の他の取組を、ただ報告を受けるだけでなく、フォーラムとしては、それが市民参加がうまくできているか、何が課題かといったことをきちんと確認し、バックアップできる体制を取る役割も持つのかもしれない。

そして、今年度取り組むテーマだが、提案のあった2テーマでよいか。また、他の事業については、先ほど出たバックアップの方法なども議論していきたい。特に意見なければこの2テーマでいきたい。

<事務局>

行政は市民が自ら解決する取組にどう支援し、それを検証するかというスタンスに変わってきたが、まだ不十分なので、フォーラムが外圧的役割を担えると思う。検証を行う意味では、この2つのテーマは合わせて考えることができるのではないか。

<本城委員>

1年に取り組めることは多くないと思うが、いくつか問題解決できるだけでも大きく前進できる。課題を明確にしたうえで具体的にに取り組むことを絞り込むことが必要

である。

<辻委員>

例えば、市民に働き掛けるテーマとして、「もし京都で大災害が起きたら、どうしますか？」といったものにしてはどうか。災害発生時には行政機能が麻痺するので、日頃の市民同士のネットワークや信頼関係の高さが減災につながる。その部分を問い直したらいいのではないか。円卓会議のテーマにも使えるかもしれない。

<本城委員>

先ほど出ていた「ズレ」とは具体的にどのようなものがあるか。

<事務局>

例えば行政とNPOなど、認識のズレ、言葉の違いによるズレ、感覚のズレなどがあると思われる。

<竹内委員>

バックアップの対象として、市民側、NPO側だけでなく、行政職員のバックアップもフォーラムとするのだというのも認識したい。

<西田副座長>

何を軸にして議論するか。勉強会のテーマを何にするかについて意見をいただきたい。

<竹内委員>

7月7日に事務局の北川課長がコミュニティ政策学会で「地域とNPOはなぜ手がつなげないのか」をテーマにコーディネートされるので、その結果を自主勉強会で聞かせてもらいたい。

<菅原委員>

市民活動のゴールは、市民が自分たちの課題を抽出して、様々な人と手を取り合い、行政の制度に参画することか、企業やNPOなど市民側だけの連携で解決するならそれでもいいのか。市政参加の目指すものがよく分からなくなってきた。

<西田副座長>

計画の策定過程で、それぞれの役割など議論されている内容でもあるので、勉強会で振り返ることをしたい。

<本城委員>

企業はメリットがないと動かないが、それをマイナスに捉えるのではなく、お互いのメリットを見い出すようにすれば良い。

<竹内委員>

私自身、企業がメリットと思えるものを見せられていないことに気付いた。

<事務局>

行政側も企業が何をメリットと思っているのか分からないが、公平性の観点から特定の企業だけにメリットになるようなことはできないジレンマがある。

<西田副座長>

企業側の意見を聞くような勉強会もいいかもしれない。フォーラムが社会の仕組みとしての通訳者になると面白い。

<辻委員>

それぞれの取組を何か検証することはしているのか。

<事務局>

事業の評価という意味では、事務事業評価がある。評価指標を設け評価しているが、今後はアウトカムが重要となってくる。

<西田副座長>

政策の評価や検証という意味では、市民参加の切り口からフォーラムが各区で取り組まれているカフェ型の事業を検証することも必要かもしれない。

<事務局>

区民提案事業は実績が揃いつつあるが、成果があったかどうかを検証することが大事な時期になっている。

<谷口座長>

そろそろ時間のため、A班、B班のまとめを互いに発表しましょう。

<小辻委員>

A班では、最初は、事務局から前回までの話を聞いた。そのあと、協働の日というのは強制の日にならないようにすべき、Win-Winの市民協働といった話等が出

た。その中で、「協働」とは何かが統一されていないため、まず「協働」とは何かを考えるべきという意見が出た。これらから、勉強会ではまず「協働」について認識を統一させること、寄付制度やWin-Winが成り立つプロセスなどを勉強したい。取り組むテーマとしては、提案の2テーマでよい。

<谷口座長>

あとは、進め方は部会に分かれるよりは、まず、「協働とは何か」を全員で議論したい。また、協働の日は「協働を考える日」といったイメージかもしれないという話もあった。

では、B班にお願いしたい。

<西田副座長>

B班では、協働、参加というものの自体が目的化しているのではないかという話が出た。全ての事業を考えるにあたって、協働、参加はあくまでも、目的を達成するための手段であるのではないか。また、京都市の審議会にフォーラムの成果が生かされているかを検証すること、フォーラム自体は、協働を達成させるためのバックアップの形を検討することが必要という意見も出た。

取り組むテーマとしては、提案の2テーマでよい。また、例えば、協働のルールは成功例だけでなく、失敗例を検証する中で、それを解消するには何が必要かを議論することが必要ではないか。協働のメリットは何か、協働のズレの事例、他の審議会では協働型でやっているような例などを勉強したい。

<谷口座長>

ありがとうございました。

まず、進め方については、2つの部会に分けてではなく、全員での勉強会を開催し、協働とは何か、協働が目的化しているのではといった「協働の概念」を議論したい。

今年度取り組むテーマは、提案のあった2テーマでいきたい。

(2) 市民公募委員サロンの開催について

<谷口座長>

では、議事の(2)に移る。ここからは全体で議論する。

<事務局>

資料6を御覧いただきたい。市民公募委員サロンは、本市の各審議会に在籍する市民公募委員の相互交流を深め、今後の審議会活動を充実したものにしてもらうことを目指し、毎年開催している。本日は、第1回目についての日時、対象、内容を検討いただきたい。

日時は8月6日、8日あたりはどうか。対象は、昨年度は2回開催したうち、1回目は初めて公募委員になった方、2回目は全公募委員を対象としたが、今年はいかがか。内容は、まず何らかの話題提供をしたあと、参加した審議会の『「いいね!」と「いいの?」』をテーマに、2ラウンドのワールドカフェ方式で多くの方と意見交換をしてもらう形はどうか。フォーラム委員には各テーブルに入っていただきたい。プログラム終了後には公募委員の方同士が名刺交換できる時間も設けるのはどうか。以上、提案させていただく。

<谷口座長>

日時はいかがか。

(6日と8日で挙手)

では、多かった6日にする。

次に、対象とプログラムについてはいかがか。

<伊藤委員>

1回目は公募委員になって1年以内の方がいいと思う。また、話題提供で先輩公募委員の、楽しんだといった観点の話をしてはどうか。

<谷口座長>

私も1年以内の方を対象にするということに賛成する。話題についても、ポジティブな話をまず聞いて、そこから話題を広げていくような流れでどうか。また、フォーラム委員には、各テーブルに入っていただき、テーブルの進行をやっていただきたいがよろしいか。特になければこのようにさせていただく。

(3) その他

<谷口座長>

では、審議会情報シートの確認に移る。

<事務局>

資料7を御覧いただきたい。新たに審議会を設置する際、担当課から市民協働政策推進室に事前相談があり、その際に提出いただいているのがこのシートである。前回のフォーラム以降に提出された7件である。

1つ目がごみ収集業務の在り方検討委員会。2つ目が国際化推進プラン中間見直し検討委員会。3つ目が“京都をつなぐ無形文化遺産”審査会。4つ目が青葉寮移転再整備事業実施法人選考評価等委員会。5つ目が新型インフルエンザ等対策有識者会議。6つ目が駅周辺にふさわしい都市機能検討委員会。7つ目が第3次京都市子ども読書活動推進計画策定委員会である。

このうち、会議の公開は7審議会全て公開している。委員の公募については、4審

議会で公募されている。実施されていない3審議会の理由については、「ごみ収集業務の在り方検討委員会」は公募委員は入れていないが、市民へのアンケート調査、意見交換会などを実施し、市民意見の吸い上げ方法を導入する。「青葉寮移転再整備事業実施法人選考評価等委員会」は、この取組の前段に掲げられている「第2児童福祉センター（仮称）のあり方に関する意見」が、市民公募委員も含めて議論されており、これを踏まえた基本構想に基づき、具体的な取組を進めるものであるためである。

「新型インフルエンザ等対策有識者会議」は、計画策定まで時間が非常に限られ、8月中に策定していかなければならず、公募期間が確保できないためである。

また、参考までに審議会の女性の登用率は、35%以上のものが4審議会である。未達成は「“京都をつなぐ無形文化遺産”審査会」と「青葉寮の移転再整備事業実施法人選考評価等委員会」「新型インフルエンザ等対策有識者会議」の3つである。

<谷口座長>

今の報告に対して、質問、意見等お願いしたい。

<小辻委員>

「新型インフルエンザ等対策有識者会議」は特に男性16名、女性1名というのが気になる。母親は気にされるテーマだと思うため、そういう女性の意見も入れていただきたいと思った。

<西田副座長>

公募しない審議会の理由は、公募しない説明になりえてないと思う。市民意見を聞くことにつきカバーし切れない部分があるため、こういう公募委員の制度がある。公募自体していないというのは私自身余り腑に落ちない。ぜひ今後は、どうやってできるのかというところを進めていただけたらと思う。

<菅原委員>

青葉寮の件で、法人を決めるため専門家でないといけないというのはわかるが、前段のあり方に関する意見が市民公募委員も含め議論されているとあるが、それにつなげて今回の選定をしているのかが読み取れないため、公募しない理由には当てはまらないのではないかと。また、男性3名、女性1名というのにも気になる。ごみ収集の件も、女性のほうが家庭ごみなどに近いのかと思うし、審議会の場で意見したいと考えている方がおられるはずなので、次回はぜひ公募を入れてもらいたい。

<谷口座長>

基本、公募をやっという制度のため、どうしたら公募ができるのかを考えてほしい。時間がないというのは理由にならないし、女性の視点が必要な審議という意見もあった。今いただいた意見は、事務局から担当課へ伝えていただき、改善を求

めていきたい。

最後に、今日のやり方はいかがか。発言が出やすく、議論も深まっていたように見受けられたため、こういった形ももう少しチャレンジしていきたい。

5 閉会

傍聴者の方からも御意見いただきたい。

<傍聴者 1>

事業名が「協働の日」とついているので、協働とは何かという話が出ていたが、事業目的欄の、市民の関心を高めること、参加方法の認知度を高めるということと協働の日というイベント実施は、必ずしも一致しないのではないかと思った。また、これまで市民活動ガイドブックや自治会ポータルサイトなど、色々仕組みがつくられてきているが、それが、市民活動・市民参加にどれだけ寄与しているか、届いているか、どうすれば届くのかなども検証することが必要ではないか。

<谷口座長>

まさに、この2期計画の議論の際も、仕組みは揃ってきたが運用できていないのではという議論があった。そのチェックについてもしていきたい。

<傍聴者 2>

自分は京都市ボランティアをしているが、人員は多く育成されているが、全然つながっておらず協働できていないと感じている。

<谷口座長>

ユーストリームからの参加はあったか。

<委託業者>

特に意見はなかった。視聴者は延べ13人。

<谷口座長>

傍聴者の方にはアンケートにご協力いただきたい。

では、議事は全て終了したので、事務局へマイクを返したい。

<事務局>

これをもって第40回会議を終了させていただく。

第 3 回 協働のルール（仮称）検討部会 摘録（案）

- 1 日 時 平成 25 年 10 月 31 日（木曜日） 午後 2 時～午後 4 時
 - 2 場 所 職員会館かもがわ 3 階 第 2 多目的室
 - 3 出席者 市民参加推進フォーラム委員 7 名（伊藤委員，小辻委員，芝原委員，竹内委員，谷口座長，辻委員，西野委員）
事務局 5 名（高溝室長，北川課長，宮原係長，堀）
 - 4 傍聴者 なし
 - 5 特記事項 動画共有サイト Ustream による会議のインターネット中継を実施
 - 6 内 容 以下のとおり
- 当部会の部会長を務めていただいていた西田委員が事情により退任されることとなったため、「京都ウェイ」の策定にも関わった芝原委員に後任の部会長をしていただきたいと思う。芝原委員よろしく願います。（谷口）
 - 前回の会議の感想から話していただきたい。（芝原）
 - 京都ウェイは大事にして、京都市では同じものを作るよりも補完できるものを作れると良いと思った。（辻）
 - 京都ウェイと似たものを作るではなく、府市が相互に情報交換して進められると良いと思った。（西野）
 - 局単位で市全体として取り組む施策・事業と区・支所で地域個性をいかして取り組む施策・事業がうまく連携できるように市の中で役割分担できると良いと思った。（伊藤）
 - 京都ウェイは良くできていると思った。民間団体や行政も含めて、趣旨を理解できているのかはまだまだこれからだという話があったので、京都市も周知を協力しても良いのではないかと考えた。具体的なアクションを考えることはフォーラムでできるのではないかと。府と同じものを作成する必要はないと思う。（谷口）
 - 京都ウェイは署名することに意味があると思うが、次のステップに進むためにも 1 年ごとに確認する機会を設けたり、宣言するメリットを作れると良いと思った。（小辻）
 - 京都府と同じものを作成する必要はない。京都府と京都市では検討項目の調整や二重行政を回避するため「府市行政協働パネル」を設置して、府市間の連携を進めている。目指す協働の在り方に至る道筋が複雑になっているので、そのあたりをフォーラムで整理してもらいたい。また、本庁と区との取組の連携は大きな課題となっているので、御示唆いただけるとありがたい。（高溝）
 - 協働を進めるに当たっての課題を解決するために「京都ウェイ」を策定されたということが印象的であった。ルールづくりは課題解決を進めていくための一つの方策でしかないと思った。
京都市は署名できていない。当時、京都市側でも地域コミュニティに関して新しい取組が進んでいる途中だったことも要因の一つであるが、まずはどうすれば京都ウェイの内容が推進されるのかそこが重要だと思った。（北川）
 - 京都ウェイは宣言の拘束力を持たせず、意思を示すことの重要性を認識してもらおうとしたことが印象的であった。（宮原）
 - 署名するには内容をきちんと読むので、署名することは大事だと思った。京都ウェイの宣言団体は宣言を尊重して活動する。京都市では団体が問題に直面したときに具体的に解決できるヒント集を作れると良いと思っていた。（堀）

- NPO が宣言の内容を理解したうえで、行政に出向くことが大事と思う。宣言書を作るだけでは終わらない。協働することで成果を生み出すことを示唆するものが必要だと思っている。困ったことが起こったときに解決のヒントが記載されたものがあると良いと思う。(芝原)
- この部会では最終的にヒント集やガイドブック等、アウトプットを作ろうとしている。どういう目的で、どんな場面で使えるものにするのかのアウトプットのイメージを共有したい。どういったものを作れば使ってもらえるのか、もしくは何がないから協働が進んでいないのかを意見交換したい。(芝原)
- 京都ウェイの策定ではプロセスが重要だという話があった。フォーラムでも成果物を作るプロセスに様々な主体を巻き込むようにしたいので、じっくりと取り組んだほうが良いと思う。既にある問題点を共有することが必要ではないかと思っているが、それを話し合う場はあるのか。(辻)
- NPO センターが主催のプログラムにはそういったものがあるが、単発で開催しており、体系的に取り組まれているものはない。(西野)
- 第2期計画には、多様な主体同士が当事者となって協働のルールについて検討することが記載されているので、作成のプロセスには各主体を巻き込むことが大事だと思う。議論の場を作り、成果をどう広げていくのが重要だ。(谷口)
- 成果物を理念的なものとするのか、具体的な方法論を記載したものにするのかを決めておく必要があると思う。コーディネートするための手引とするのか、協働するための手引とするのかどちらになるか。(伊藤)
- 協働を前提にあらかじめ決めておくルールや協働を促進するためのルールがあり、どちらも必要なものだと思う。(北川)
- 協働することによって支援金を高くする仕組みを持つことで、協働が促進されるのではないか。(伊藤)
- NPO が事業をするときに単独で行う場合や他団体と協働して事業を行う場合があるが、その支援の仕組だと協働して事業を行おうとするNPOだけを支援することになる。協働させることが目的になってしまうのではないか。(北川)
- NPO といっても様々な団体がある。それを分かりやすく見える仕組みが必要ではないかと思っている。いまはNPOの一覧も五十音順で表示されているが、取り組むテーマや性質によって分別してもらえると、テーマの中から協働できる団体を探そうと思うのではないか。(小辻)
- 小辻委員から出会う前に相手をあらかじめ知っておく仕組みがあると良いという発言があった。様々なところで各主体への支援が行われており、それを整理して横断的に見せる必要があるのではないかと思う。(谷口)
- 起業する人が参照する情報はどこかに蓄積されているのか。(辻)
- 市民活動総合センターにはあると思われる。(谷口)
- 市民活動総合センターには地縁の情報がない。区役所には地域のNPOの情報さえない。お互いが良い連携を望んでいるのに窓口となるとところが情報を持っていない状態である。(西野)
- 自ら動いて情報を調べるしかない。インターネットで調べても欲しい情報は見つかりにくいので、そのあたりが分かる仕組みが欲しい。(小辻)
- 地域の情報を公表できるよう、町内会のHP作成支援等を行っている。市職員でさえ区役所の地域力推進室の職員以外は町内会の情報を掴めていない。NPOの情報になると地域力推進室の職員でさえも情報を持っていないことがある。(北川)

- いま議論している出会いを促進する施策は大事だと思うが、既に様々な取組もされている。当部会では、まだあまり取り組まれていない出会った後のサポートに重心を置きたい。(谷口)
- 計画に「事例の蓄積と公開」「活動につながる情報や知識を得る機会の提供」「活動の拠点となる身近な活動場所の確保」等、出会いを促進する取り組みをしてきているが、まだ十分とは言えない。(北川)
- 地縁組織がNPOと手を結びたいという状況はあるのか。(小辻)
- 一般的には地縁組織は課題解決のためのパートナーとしてNPOよりも区役所を思い浮かべると思う。原因としては地縁組織がNPOのことを知らないことや費用が掛かると思うと相談にもいけないのかもしれない。NPOが地域と連携したい場合のニーズと地域の人や地域外の人を借りようと思うニーズがマッチングしないのではないかと。NPOは専門知識をいかしたいが、地域は継続的に関わってもらえる人を求めている。
京都市が取り組んでいる「地域団体とNPO法人の連携促進事業」では、NPOと地域が連携する取組を推進して、寄付金を集める広報をすることで、地域の人にもNPOを知ってもらい、費用面で支援しようとするものである。(北川)
- 私のNPOは「地域団体とNPO法人の連携促進事業」に取り組んでいる。私のNPOは音楽をツールにして人をつなぐ活動をしているが、これまで地域の方には分かりにくかったようだ。今回は一緒に事業をするので、いつもよりも深い協議を行った。事業をきちんとするために、NPO側からイベントを開催するノウハウを持ち込んだり、細々した事務作業もお手伝いしたりすることで、地域の方にも喜んでもらえたと思っている。(西野)
- 地域の方はどのような形で協力されているのか。(辻)
- 地域のネットワークを活用して、事業のチラシを配布してくれた。(西野)
- これから協働しようと思う人にも参考になる話だった。イメージが湧きやすい。(谷口)
- 言いにくいことをどう言ってもらうことが重要。(辻)
- 困ったときの話を聴けると良い。(小辻)
- 失敗やそれを乗り越えた事例があると分かりやすい。(竹内)
- 出会う前と出会った後のどちらを対象とするのか。(辻)
- 両方とも大事だと思う。具体的に議論するため、どちらかに絞って議論したほうが、もう一方の問題も出てくると思う。(竹内)
- トラブルが起こるのは出会った後だと思うが、進行中のトラブルは誰も話さない。(小辻)
- 協働の取組が終わったときに、問題なく終わっているのか、触れたくないこととして終わっているのかに違いがあると思う。触れたくないまま終わっている場合に、参考になるようなことが眠っていると思う。(竹内)
- トラブルを避けるための作法のようなものはある。目標を共有しておくといった些細なことと思われることが実は大事なことだと思う。(谷口)
- 組織によってはメールを代表者のみに送付するのか、関係者全員にCCで送るのかといったことでも考え方は違う。協働の際の注意点や乗り越えたときの事例集がアウトプットのイメージである。些細だが気を付けるべきことも記載できると良い。(竹内)
- 些細なことが積み重なることでトラブルになると思う。NPOが集まって話し合う茶話会的な会議をして、それを整理したものを見せると良い。(小辻)
- すべての組織文化を変えるわけではなく、協働する際に気を付けることを記載するイメージだと思う

う。(芝原)

- やり方が違うときにどうやって乗り越えられるか、ぶつかる可能性があるのかのヒントになるものがあると良い。(竹内)
- 異なる団体間が連携するには、立場の違いを理解することを記載したものは既に全国各地にあるが、各事例にまで突っ込んだものは他にはないのではないか。(北川)
- 事例を多く掘り起こすのではなく、起こりがちなズレの事例をいくつか出せると良いと思う。(竹内)
- 関心を持ってみてもらう必要がある。現場の人が実感できるものを作ることが大事だ。(谷口)
- 完成したら、コミックエッセーを作れると良いと思う。構成は防災マニュアルのように協働を進めるためのハザードマップやチェックリストがあると良い。(竹内)
- これまでの議論は、「職員のための市民参加推進の手引き」の市民活動編に盛り込める内容も出てきているので、いかせるようにしたい。(北川)
- 時間や予算を勘案してまずは簡易なものを作成して、必要に応じて改訂を重ねていくと良いと思う。今回は「議論の場をつくる」「成果を広く伝える」方法について具体的にアイデアを持ち寄りたい。場合によっては、円卓会議を開催して市民から聞き出しても良いと思う。主体ごとに場を持っても良いかもしれない。当初の打出しとしては、寺社の人を対象にすると注目されるかもしれない。(谷口)

第3回 協働の日（仮称）検討部会 摘録

- 1 日 時 平成25年10月23日（水曜日） 午前10時～正午
 - 2 場 所 職員会館かみがわ 2階 第5会議室
 - 3 出席者 市民参加推進フォーラム委員7名（伊藤委員，大西委員，小辻委員，菅原委員，谷口座長，永橋委員，本城委員）
公益財団法人ユースサービス協会 村井繁光氏
京都府立大学地域連携センター学生部会かごら 清水美優氏，中野綾氏
事務局4名（高溝室長，北川課長，宮原係長，堀）
 - 4 傍聴者 なし
 - 5 特記事項 動画共有サイトUstreamによる会議のインターネット中継を実施
 - 6 内 容 以下のとおり
- 北村委員の退任に伴い，当部会の部会長に永橋委員を指名することとした。本日はこれまでの流れもあるので，私が進行を務めさせていただく。また，「協働の日（仮称）」の取り組みの対象とする青少年向けに活動をされている団体の方に議論に参加してもらうので，各団体の紹介と合わせて自己紹介をお願いしたい。（谷口）
 - 京都府立大学地域連携センター学生部会かごらは，府立大学生と地域をつなぐことを目的に活動をしている。通年事業としてカフェ事業と学級事業に取り組んでいる。カフェ事業は単に学校の行き帰りだけになっている中高生が悩んだときの逃げ場を作ることとしており，大学生が相談に乗ってあげたり，中高生に大学を身近に感じてもらおうというものである。学級事業はまだ取り組めていないが，何らかの事情で学校に行けなくなった人に野外活動に参加してもらい外にできるきっかけを作ろうとするものである。他には，生協と協働して大学グッズを作成しようしたり，大学周辺の洛北地域のマップの作成に取り組もうとしたりしている。部員は14～15名でほぼ女性である。（清水）
 - 京都市ユースサービス協会は，市内7箇所ある青少年活動センターの指定管理者として運営をしている。引籠もりの子どもへの対応を青少年活動センターに併設している「子ども支援室」で対応しているほか，就労の問題を「若者サポートステーション」で対応している。また，「L I V E K I D S」という青少年が音楽やダンスを発表するイベントにも取り組んでいる。最近の取組としては，生活保護世帯の若者の学習支援を花園大学と連携して取り組もうとしている等，若者の総合的な支援に取り組んでいる。（村井）
 - 本日は「協働の日」の目的やイメージを共有したい。子どもや若者に市民参加はどのように受け止められているのか，生活の実態はどうか等をゲストも交えて議論したい。次回は次年度の取組の事業企画をしたい。まず事務局からこれまでの議論を整理していただきたい。（谷口）
 - 既に様々な形で参加している人をクローズアップするというよりも，まだ関心を持っていない人にどのようにして関心を持ってもらうのか。または，関心はあるけれど，まだ参加できていない人にどう働き掛けることで参加してもらえるのか。「協働の日」という象徴的なものを設けることで，こうした課題に対応できないかというものである。「協働の日」と言っているが，特定の日を決めることにはこだわらず目的を達成するには何が必要かについて議論してきた。（北川）
 - 「協働の日」についてのイメージについて共有したい。（谷口）
 - 若者だけを対象にするのではなく，サイレントマジョリティにも働き掛けることが必要ではないかと思う。（伊藤）
 - 「Let's "KYO" Together ! キャンペーン事業」は既に市民活動に取り組んでいる団体を紹介する

ことで関心を持ってもらおうとするものという理解で良いか。(永橋)

- 関心を持ってもらうために、クローズアップすることはある。積極層よりも無関心層に呼び掛けようとするものである。(谷口)
- かごらを始めたきっかけを教えて欲しい。(永橋)
- 「福祉社会論」で講義をされた杉岡先生に部長が相談したことがきっかけである。府民の税金で学ばせてもらっているので何か府民にお返しできることをしたい。(清水)
- メンバーは部長の友達つながりで広がっていった。(中野)
- 私は **Twitter** で取り組みを知って、自分からアプローチをした。(清水)
- 活動をする中で苦勞されていることはあるか。(永橋)
- 部員が少なく学年、学部、性別に偏りがあるので、もっと様々な学部から部員を増やしたいと思っている。「福祉社会論」にお邪魔して受講生にアンケートを取ったところ、入部したいという人が10人くらいいたので、これから声を掛けていこうと思っている。(清水)
- どのくらいの中高生に働き掛けをしているのか。(永橋)
- 中高の先生にアポイントをとって学校訪問をしている。先生からは生徒に地域に出ないような指導をしていることや行き帰りの安全を保障できないものには参加させられないと言われた。先生によっては生徒が自由意思で行くのは構わないということで、チラシを置かせてもらえたところはある。いまは知り合いの中高生との交流だけである。(清水)
- かごらの活動は、ユースサービス協会の原型のような取組だと感じたが、村井さんはどのように受け止められているか。(永橋)
- 活動の始まりは仲間同士というのがほとんどである。構成員を10人から100人にするのには大きな壁がある。10人程度の規模のままで停滞するところが多い。その壁はなんだろうと思っている。しかし、最近では、SNSを使って広がり簡単に壁を超えるグループも出てきている。関係性はゆるやかだが、何かに取り組むときには集まるパワーはある。40～50人のグループが増えてきている。(村井)
- 中高生はSNSを禁じられており、SNSを使った広報は大学生以上にしかできないため、チラシを手で配る等しかない状況である。(清水)
- 学校と連携することができれば、中学生にも関わってもらいやすい。人づくり委員会が「未来トーク」で中学生と話し合う機会を作っている。学校が動けば中学生も地域に関わることもある。ただそれでも動く中学生はそう多くない。(村井)
- 学生人間力大賞で受賞している高校生の取り組みは学校内の取組が多かった。教育委員会は地域との連携を進めたいと思っているが、実際の現場を預かる校長は責任が発生するリスクを少なくするために極力学校内に取組を留めているように感じた。(小辻)
- これまでの話を聞いていて、若い人が参加してもらうことと、若い人がやってもらうことの2側面があると思った。子どもを通じて家族が参加することで広がることや子どもがしてもらったので参加するといった両面からの広がりがあるように思った。

参加する方とされる方のどちらも掘起こしが必要だと思う。学校の連携は一つの提案だと思う。ボランティアをする人の掘起こしとしてどのような提案があるか。

学校は保守的なイメージがあり、子どもの安全面をととても気にされる。学習支援が必要な世帯等は地域に住んでいる人じゃないと課題は見えてこないのではないかと思う。地縁組織の情報発信力を強めていくことが解決手法の一つだと思った。(本城)
- 子どもに関わる人を増やすことと、子どもに関わってもらう人を増やすことの重要性を話されたと

思う。学校と関わってきた取組はいくつかあると思う。

京都独自の環境マネジメントシステムとしてKESがある。ただKESの取組も限界があるので、地域貢献の意味としてコミュニティを加えてKESCに取り組まれている。現在4グループが風力、森林、交通、水をテーマに小学5年生の授業に取り組んでいる。事務局をアジェンダ21フォーラムが担い、環境政策局と教育委員会を連携させている。子どもに関わる企業人を増やし、そこに参加した母親が参加する相乗効果が生まれている。

既に取り組んでいるが苦勞している人が多くいるので、参考になる事例を「Let's"KYO"Together!」で取り上げると良いと思う。(永橋)

- KESは環境分野の市民参加の取組だが、市民参加という概念はない。フォーラムでは社会をより良くするには何ができるかを考えようといっているのですが、無駄な電灯は消すことも市民参加の一つである。既に取り組まれている様々な分野の取組に市民参加の認証をつけるだけでも、裾野は広がるのではないかと感じた。(谷口)
- センター試験が廃止されることで、大学試験にも社会貢献等の評価点も求められる可能性がある。高校生に社会貢献に関心を持ってもらえる良いタイミングなのではないかと思った。(小辻)
- 若い人に参加を呼び掛けるに当たって、具体的にどういったことをしてもらえるのか、どういったことに関心を持っているのかを知りたい。(本城)
- 青少年活動に関する募集を普通に広報するだけでは10人くらいしか集まらない。一方で、アニメのイベントには多くの若者が集まっている。若者の文化に寄り添うと人は集められるが、そこに公費を投入することにはジレンマがある。若者は動かないわけではなく、興味のあるところならどんどん動く。(村井)
- 高校生は才能を見せびらかせると良い子でもイジメに合う。アニメのイベントに行くのは日常から解放されたいからである。それよりもイベント等に協力してもらおうというスタンスが大事だと思う。地縁組織と結びつけられない課題があるので、ユースサービス協会等が連携して課題解決に取り組んでほしい。単発で参加してもらおうゆるい取組が良いのではないか。(菅原)
- 前回の議論の中で震災ボランティアを経験したことで、その後の社会活動につながったという話があったが、これまでに意識を高めてもらった事例はあるか。(本城)
- 震災ボランティアに行った人は他の人の意識も高めようと働き掛けるなど、意識や行動が変わってくる。しかし、東北に行くボランティアバスをチャーターして同世代に参加を呼び掛けても、定員を埋めることができないでおり、若者層でも意識の格差が生まれている。良かったと思わせられる体験をすると次の行動につながる。「協働の日」の取り組みにも工夫が必要だと思う。(村井)
- 学校運営協議会には様々な地域の団体に関わっているので、ここに入ることによって学校も含めて一緒に取り組むことができるのではないか。私の住む地域では、女性が中心となったグループが、子どもが活躍する場を設けたことで、若い親が関わるような仕組みを作っていた。こうした機会を作ることで継続的に参加してもらおうきっかけづくりになる。(大西)
- 高齢者と若者のギャップを埋め、一緒に取り組めるようなことができると良い。(伊藤)
- かごらは他団体や他大学との連携はしているのか。障害者団体では相互の連携が進んでおり、一緒に活動することもあり、大きな力になることがある。(菅原)
- 私たちの組織の活動内容がまだ固まっていないので、他団体や他大学との連携はできていないが、NPOと協議して連携を進めようとはしている。(清水)
- 具体的な連携が始まる前の段階として、京都の大学生がお互いに知り合い、学び合う場として大ワークショップがあると面白い。(谷口)

- 出会いの場を作るのは、京都市がすれば良いと思う。民側の団体が連携して取り組もうとするとパワー・バランスの問題が生じてしまう。(小辻)
- ここまでの話を聞いていて、実は地元のお祭りも市民参加だったことに気付いた。私は少し年上の知り合いから声掛けがあって、サービスを受ける側からサービスを提供する側に自然に移行していった。足りないのは、サービスを受ける側からサービスを提供する側に移行するためのコーディネートではないか。
 地元ニーズは地元人でないと理解できないし、解決するのも地元人になるので、地元の課題を外に発信する必要はないのではないかと。(清水)
- 私も以前住んでいた地域の地蔵盆に参加していたが、いずれサービスを提供する側にまわるだろうと思っていた。住んでいる地域単位なら自然とされる側からする側に移行するのは比較的スムーズだと感じる。カフェ事業は地縁組織では作れないと思うので、地縁組織の人に情報発信の協力してもらえば、ニーズのあるところに情報が届くのではないかと考えた。カフェ事業への参加呼び掛けはどうしているのか。(本城)
- 中高生向けには学校から呼び掛けをしてもらっている。左京区役所から助成金をもらって取組を始めたことで、区役所にチラシを置かせてもらっている。PTAにつながれると子どもが参加してくれないかと思っている。(清水)
- 中学生だと中学校区になるが、高校生はもっと広い地域になり、大学になると全市的になる。どこをターゲットにするか整理が必要だと思う。(村井)
- 小学校区は世帯単位の参加であるが、中学校区になると個人単位の参加となるので、中学生を巻き込めると面白いと思う。(小辻)
- 中学生になると他の小学校区の生徒とも一緒になり、他世帯の状況も分かりにくくなり、地域から少し離れた立ち位置になる。中学生は宙ぶらりんになっているので、なにかしら手を差し伸べられると良い。(菅原)
- 震災ボランティアはハードルが高いので、自分でも役割を果たせることを実感してもらえない何かができないかと思った。シチズンシップ教育について村井さんから紹介してもらえないか。(北川)
- シチズンシップ教育企画と花園中学校と連携して、小学生で実施している「チャレンジ体験」のようなものをする。「チャレンジ体験」は企業・事業者の仕事体験であるが、仕事も体験しながら地域の活性化も考えられるような体験モデルを作ろうとしている。フォーラムは既に取り組まれている事業に対して、市民参加の観点から提案をしても良いのかなと思う。(村井)
- サービスを受ける側からサービスをする側に移行するには、サービスが地域で大事にされ、楽しいことが必要だと思う。若者が安心できる場や楽しい経験できる場を提供することが将来の参加の礎になるのではないかと。(永橋)
- 子どもが安心できる場を作っていく。サービスを受ける側からサービスをする側になる体験があると次につながる。(谷口)
- 私の地域のお祭りでは、子どもが手伝いをしたがるときには、責任を持って手伝わせるようにしている。子どもにも体験する機会を提供して、責任を持たせてすることが成功体験につながる。子どもを同じ地域に住む生活者として見る視点が大事だと思う。(清水)
- 参加者を一人の大人として扱い、至れり尽くせりのプログラムでは駄目だった。(伊藤)
- 地域で社会に関わる機会を提供するプログラムが自然にできているところはあるが、できていない地域が多いので体験する機会を作っている。(谷口)
- 学童保育の祭りのときに、親子で店を出店していたが、これも市民参加だったと思った。そう考えると

市民参加は大層なものではないと思った。(菅原)

- 若者支援をする人は「若者は排除されている」から主張を始める。例えば、自治会費を支払っていないので、地域の運動会に参加できない、手伝いをさせない等、地域には若者が排除される仕組みが多くある。若者にもしてもらおう仕組みをどう作っていくかが重要だと思った。(村井)
- 協働の日の取り組みのアイデアをもらえないか。(小辻)
- イベントを行うことも一つの選択肢だと思う。目的としては、若者にも手伝ってもらうように意識を変えることだと思う。若者がやりたいことを取り上げていく作業の連続の中に協働が生まれてくる。若者が排除されていることを認識する必要がある。(村井)
- きっかけとしてイベントのような一過性のものから始めるのが良いと思う。それから継続性を持たせるため、メンバーを作っていくことが大事だと思う。具体的に取り組むことを絞り込めないといけない。(大西)
- 「無関心層」と「関心あるけど参加していない層」では、対策方法が違うので、同時に働き掛けをすることは難しいと思う。「無関心層」はなぜそこで生きていられるのかを理解していないのではないかと感じる。「関心あるけど参加していない層」は機会や情報を提供すれば参加につながる可能性がある。大人が大人と子どもを分けて役割分担していることが間違い。分け隔てなく同じように責任を持たせて役割を担わせることが大事ではないか。(清水)
- 若者の文化に寄り添い過ぎると本来の趣旨から離れてしまう可能性があるのではないか。(中野)
- 本日の議論を聞いていて3点思った。1つ目は、若者発の活動を広げていくこと。2つ目は、若者向けの活動を芽生えさせること。3つ目は、自分がしていたことも市民参加と気付かせることである。

私の中でイメージしている「協働の日」は、既に活動している団体が集まり、お互いの活動の強みや弱みを語り合うことで、場合によって連携が生まれるような出会いの日になると良いなと思った。若者向けの活動している人からヒアリングをすることでもう少し具体的なイメージを作られそうである。(永橋)
- フォーラムとしては、次年度度以降に具体的に活動していきたいと思うので、引き続きお付き合いいただきたい。事業をされる場合の広報協力等、様々な連携も考えられると思う。(谷口)

Twitterでの発言

- 地域にしても様々な業界にしてもコーディネーター役をする人や場が必要だと感じる。リアルでもネットでも集まる場が必要だと感じる。人であればその人材を育成すること、場であれば作ることから運営すること等、京都だけでなく様々な地域情報交換や連携・連動ができると良い。

各部会の進捗状況について

1 「協働の日（仮称）」検討部会

- 第2期計画に掲げた『「協働の日（仮称）」の創設』を具体化させることを目的に部会を設置した。今年度は来年度以降の事業企画を作ることとした。
- 無関心層や関心があるが参加していない層に対して、公益に関心を持つよう啓発したり、行動を一緒にするイベント等を行ったりして、公益に対する関心を高めることを目的とし、特定の日を決めることにこだわるわけではないことを確認した。
- これまでに3回の会議を開催。第1回では、「Let's "KYO" Together！キャンペーン」も含めて全国で既に取り組まれている似通った事業を参考にして意見交換を行った。第2回では、委員が似通った事例やテーマを持ち寄って意見交換し、対象を若年層に絞り込んだ。第3回では、既に若年層の支援に取り組む団体も交えて、イメージや目的を共有した。
- 現時点での企画案としては、既に活動している団体が集まり、お互いの連携が生まれるような場を創出することや若者が役割を果たせることを実感してもらえる仕掛けを提案すること等があげられている。
- 第4回では、具体的な事業企画案の作成について議論を行う予定である。

2 「協働のルール（仮称）」検討部会

- 第2期計画に掲げた「協働のルールや指針などを市民主体で考える取組の検討・実施」を具体的に議論するため部会を設置した。
- 「協働のルール」は、京都府が策定した「京都ウェイ」と同じものを策定するのではなく、相互に補完し、効果が期待できるものを作ることとした。
- これまでに3回の会議を開催。第1回では、各委員の協働に関する認識についての事例を発表してもらい、意見交換を行った。第2回では、京都府府民力推進課の鈴木課長をお招きして、「京都ウェイ」についてレクチャーを受けたうえで、意見交換を行った。第3回では、アウトプットのイメージを共有する意見交換を行った。
- 現時点のアウトプット案は、協働する際に起きやすい認識の違いの事例等を取上げ、まずは現場で活動する人に関心を持ってもらえるヒント集を作成することを確認した。
- 第4回では、円卓会議や成果の広め方について議論を行う予定である。

市民公募委員サロンの運営について

1 市民公募委員サロンの趣旨・目的

本市の設置する各審議会等に在籍する市民公募委員の交流を深めるとともに、それぞれの審議会での経験についての意見交換をすることで、今後の審議会委員としての充実した活動につなげる。

2 開催状況

(1) 平成24年度までの開催状況

平成22年度から年2回開催。1回当たりの平均参加者数14名。

(2) 平成25年度の開催状況

ア 日時 平成25年8月6日 14時～16時30分

イ 会場 職員会館かもがわ 大会議室

ウ 対象者 市民公募委員となって1年以内の方

(対象者56名(うち100人委員会委員37名))

エ 参加者 市民公募委員 6名

フォーラム委員 10名

市職員 2名

事務局 4名

オ テーマ 市民公募委員に応募したきっかけや審議会等に期待すること、参加しての感じる不安等

カ 結果 市民公募委員の経験が豊富な方が多く、審議会等の運営や在り方(報酬、議論がない等)についての発言が多かった。

3 平成25年度第1回サロンを踏まえたフォーラム委員からの意見(メーリングリスト上)

- サロンの参加者数が少ないのは、市民公募委員のニーズと合っていない可能性がある。市民公募委員サロンの参加者達が主導してサロンの内容や形式等について考えてもらえないか。
- 貴重な時間を割いて参加された方にサロンが意味あるものとするには、フォーラム委員間で改めて議論が必要ではないか。
- 審議会の在り方そのものについて議論する場であっても良いのではないか。
⇒フォーラムは市民が参加しやすい審議会の運営方法に改善することを議論することが役割では。
- 「審議会等運営ガイドブック、市民公募委員サロン等、審議会を市民参加で運営する環境は整っているのに、改善されないところがある」という前提を疑い、審議会を運営する人の生の声を聞くことも重要ではないか。
- 何度も応募するが選考されない方々に市民公募委員制度の課題が隠れているのではないか。市民公募委員が最後のピースではなく、最初のピースになる審議会が本来は望ましいのではないか。
- 市民公募委員サロンは1年目の委員が不安と期待を共有する、または審議会委員としての意見を発信する受皿でいいのではないか。
- 「共有」と「議論」がごっちゃ混ぜになり参加された人が中途半端な思いになられても残念なので、終了後にフリータイムの時間を設けてフォローし、その後フォーラムの勉強会で共有すれば良い。
- 私は最初に市民公募サロンの会議が衝撃的すぎて案内をもらっても参加するのが怖かった。みんなが熱い意見を持ち、先日のサロンに参加されたような人がほとんどだった。最初に自己紹介の時間を余分に設けたほうが、相手のことを知れて、深い議論ができると思う。

審議会情報シート

審議会名	
京都市子ども・子育て会議	
担当課	保健福祉局子育て支援部児童家庭課 保健福祉局子育て支援部保育課 教育委員会事務局総務部総務課 教育委員会事務局指導部学校指導課
審議会設置の目的	新たに策定する子ども・子育て支援事業計画や本市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市未来こどもプラン」（計画期間：平成２２年度～平成２６年度）の次期プランの策定，また，京都市の子育て支援施策の推進に当たり，子ども・子育て支援に関わる幅広い関係者の意見を反映するため。
任期中の会議の回数	【平成２５年度】全体会議：年３回程度 部会：年数回程度 ※ 平成２６年度は未定
委員数	全委員数５４名（女性３２名，男性２２名）
女性の登用率の達成	☒ 達成（３５％以上） ☐ 未達成（３５％未満）
委員の公募	☒ 公募する（６人） ☐ 公募しない （公募しない理由 ）
市民公募委員の役割	市民公募委員の経験と知見を審議に反映させることにより，子ども・子育て支援に関わる幅広い関係者の意見を反映させる。
公募の条件	応募日現在，次の(1)から(4)の条件を全て満たしている者 (1) 次のアからウのいずれかに該当する者 ア ０歳から小学生までのお子さんの保護者 イ 京都市内の子育て関係施設に勤務している職員 ウ その他，京都市の子育て支援施策の推進に理解，関心のある者 (2) 京都市内にお住まい（又は通勤・通学）で，引き続き京都市内に居住（又は通勤・通学）される予定の者（外国人の方は，日本語を理解できる者とする。） (3) 年齢１８歳以上の者 (4) 国，地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない者 ☒ 外国籍市民も応募できることを募集チラシ等に記載する。

募集方法の工夫	■広報発表を行う □市民参加カレンダーに掲載する □審議会等総括情報ページに掲載する □市民しんぶんに掲載する ■チラシを配布する 配布先 ■市役所 ■区役所・支所 ■市立図書館 ■その他本市施設 (具体的に こどもみらい館ほか) □駅 □大学等の学校 ■本市以外の施設等 (具体的に 子育て関連の団体等) □その他の手法で周知する (具体的に)
市民公募委員の選考基準	■選考の基準を設ける □選考基準を設けない (基準の内容 小論文の内容の適否)
応募方法	■書面の提出のみ □書面の提出と面接 □その他 (具体的に)
選考に当たっての第三者の関与	□第三者の関与あり ■市職員のみ
市民公募委員への事前のレクチャー	■実施する □実施しない
市民公募委員の顔合わせ	□実施する ■実施しない
審議会の公開	■公開する(ただし、部会については、個人のプライバシーに関する情報等を出す必要が生じた場合、一部非公開とする可能性がある。) □公開しない □一部非公開とする 公開しない理由、一部非公開とする理由 □個人のプライバシーに関する情報 □法人等の事業活動に関する情報 □任意提供情報 □公共の安全、秩序の維持情報 □審議、検討、協議情報 □事務又は事業遂行情報 □法令秘等情報 □法令等により非公開とされている審議会

審議会情報シート

審議会名	小栗栖排水機場における浸水被害検証委員会（仮称）
担当課	建設局土木管理部調整管理課
審議会設置の目的	平成25年9月未明に発生した小栗栖排水機場周辺の浸水被害について、第三者委員会を設置し、本委員会の中で、排水機の一時運転停止と浸水被害の因果関係の検証及び浸水被害の原因分析を行うことを目的とする。
任期中の会議の回数	年間 3 回、任期中 回
委員数	全委員数 3名（男性3名、女性0名）
女性の登用率の達成	☐ 達成（35%以上） ☒ 未達成（35%未満）
委員の公募	☐ 公募する（ 人） ☒ 公募しない （公募しない理由 上記目的に掲げる内容の検証を目的としており、河川工学、水文学及び行政法の専門的見地から検証を行う必要があるため、また、災害対応のため、迅速に委員会を立ち上げる必要があり、公募期間の確保が難しいため）
市民公募委員の役割	
公募の条件	具体的に （ ） ☐ 外国籍市民も応募できることを募集チラシ等に記載する。

募集方法の工夫	☐ 広報発表を行う ☐ 市民参加カレンダーに掲載する ☐ 審議会等総括情報ページに掲載する ☐ 市民しんぶんに掲載する ☐ チラシを配布する 配布先 ☐ 市役所 ☐ 区役所・支所 ☐ 市立図書館 ☐ その他本市施設 (具体的に) ☐ 駅 ☐ 大学等の学校 ☐ 本市以外の施設等 (具体的に) ☐ その他の手法で周知する (具体的に)
市民公募委員の選考基準	☐ 選考の基準を設ける ☐ 選考基準を設けない (基準の内容)
応募方法	☐ 書面の提出のみ ☐ 書面の提出と面接 ☐ その他 (具体的に)
選考に当たっての第三者の関与	☐ 第三者の関与あり ☐ 市職員のみ
市民公募委員への事前のレクチャー	☐ 実施する ☐ 実施しない
市民公募委員の顔合わせ	☐ 実施する ☐ 実施しない
審議会の公開	☒ 公開する ☐ 公開しない ☐ 一部非公開とする 公開しない理由，一部非公開とする理由 ☐ 個人のプライバシーに関する情報 ☐ 法人等の事業活動に関する情報 ☐ 任意提供情報 ☐ 公共の安全，秩序の維持情報 ☐ 審議，検討，協議情報 ☐ 事務又は事業遂行情報 ☐ 法令秘等情報 ☐ 法令等により非公開とされている審議会

審議会情報シート

審議会名	京都市上下水道事業経営審議委員会
担当課	上下水道局総務部経営企画課
審議会設置の目的	上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、サービスの向上を図りながら市民の皆さまに説明責任を果たし、市民の皆さまの視点に立った上下水道事業を推進するため、外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに、市民の皆さまの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。
任期中の会議の回数	年間 4 回、任期中 8 回
委員数	全委員数 9 名（男性 4 名、女性 5 名）
女性の登用率の達成	☒ 達成（35%以上） ☐ 未達成（35%未満）
委員の公募	☒ 公募する（2 人） ☐ 公募しない （公募しない理由 _____）
市民公募委員の役割	市民からの視点での意見や提案を事業運営に活用していくため
公募の条件	具体的に 1 本市在住又は本市の通勤、通学の方 2 年齢 18 歳以上の方 3 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方 4 日本語を理解されている方（国籍は問いません。） 5 本市の他の審議会等に 2 つ以上、公募委員として参画していない方 6 原則として、平日の日中に開催される審議会に出席できる方（概ね年間 4 回程度） ☒ 外国籍市民も応募できることを募集チラシ等に記載する。

募集方法の工夫	☒ 広報発表を行う ☒ 市民参加カレンダーに掲載する ☒ 審議会等総括情報ページに掲載する ☐ 市民しんぶんに掲載する ☒ チラシを配布する 配布先 ☒ 市役所 ☒ 区役所・支所 ☐ 市立図書館 ☒ その他本市施設 (上下水道局本庁舎, 各営業所及び疏水記念館) ☐ 駅 ☐ 大学等の学校 ☐ 本市以外の施設等 (具体的に) ☐ その他の手法で周知する (具体的に)
市民公募委員の選考基準	☒ 選考の基準を設ける ☐ 選考基準を設けない (基準の内容)
応募方法	☐ 書面の提出のみ ☒ 書面の提出と面接 ☐ その他 (具体的に)
選考に当たっての第三者の関与	☒ 第三者の関与あり ☐ 市職員のみ
市民公募委員への事前のレクチャー	☒ 実施する ☐ 実施しない
市民公募委員の顔合わせ	☒ 実施する ☐ 実施しない
審議会の公開	☒ 公開する ☐ 公開しない ☐ 一部非公開とする 公開しない理由, 一部非公開とする理由 ☐ 個人のプライバシーに関する情報 ☐ 法人等の事業活動に関する情報 ☐ 任意提供情報 ☐ 公共の安全, 秩序の維持情報 ☐ 審議, 検討, 協議情報 ☐ 事務又は事業遂行情報 ☐ 法令秘等情報 ☐ 法令等により非公開とされている審議会

